

紀要

■『紀要』刊行30周年記念号

- 縄文時代初頭の移動とルートについて…………… 重田 勉 (1)
- 近江地域のカマド形土器
—渡来系集団の動向把握にむけて— …………… 辻川 哲朗 (6)
- 出土文字資料に近江古代史を求めて
—付表「滋賀県下の発掘調査で検出した地震跡」— …………… 濱 修 (18)
- 正倉院文書に見える三雲寺の所在地について…………… 小松 葉子 (26)
- 奈良時代の地域開発と神社本殿
—蒲生野・金貝遺跡の調査成果から— …………… 中村 智孝 (39)
- 近江における瓦器の基礎的研究…………… 堀 真人 (50)
- 安土城の空間特性 —安土城は神社だ— …………… 大沼 芳幸 (67)
- 高島郡における山城の築城画期 …………… 小林 裕季 (75)
- 将棋史研究ノート8 —歩兵の存在感— …………… 三宅 弘 (84)
- 研究ノート 近代化の痕跡
—彦根市松原内湖遺跡の鉄道遺構・遺物— …………… 小島 孝修 (89)
- 琵琶湖地域における人と森の相互関係史の解明に向けて
—滋賀県の遺跡における古生態学データの集成— ……………
林 竜馬・佐々木 尚子・瀬口 真司 (97)

30

正倉院文書に見える三雲寺の所在地について

小松葉子

1. 三雲寺とは

天平宝字3（759）年に始まった保良京の建設に伴い、京内に含まれる寺院には一斉に伽藍の整備、修造の手が入ったとみえる。修造寺院の例を上げると、たとえば滋賀郡の国昌寺ではこの時期、国衙工房から搬入された近江国府系の瓦にて大々的修造が行われ、地方の一氏寺から面目を一新したらしいことは旧稿で述べた（小松2014）。また、同郡石山寺の整備に関しては、正倉院文書による福山敏男氏の著作（福山1943）を嚆矢として膨大な先学の研究蓄積がある。石山寺では短期間で寺観を整える為に、新材の供給と並行して既存建物の再利用も行われた。正倉院文書にはこの新・旧建築材の製作・購入・運搬などを実行する現地部隊、すなわち甲賀山作所ならびに信楽板殿壊運所⁽¹⁾と、発注元、すなわち造石山院所とのやり取りが残っているが、「三雲寺」はその中に名を残す古代寺院である。

三雲の遺称地と目される湖南市三雲は旧甲賀郡三雲村に属し、村は西から柑子袋、平松、針、夏見、吉永、三雲の大字を含んだ。一帯は『倭名類聚抄』時には夏身郷に含まれる可能性がある。伊賀方面から流れ下ってくる杣川と鈴鹿方面から下ってくる野洲川が合流してすぐの左岸、丘陵を回りこんだ入り江状の狭隘な谷底平野一帯が、この三雲村大字三雲に当たる。（図1・2）

三雲寺はこの狭い平野内に存在が推定されたものの、これまで瓦や礎石などは確認されず、所在地は長く不明のままであった⁽²⁾。だが、今般この大字三雲内にて古代瓦の濃密な散布地が発見された。そこには基壇状の高まりや礎石らしき大型石材の分布も見られる。瓦の特徴から古代寺院の空白地帯とされていた甲賀郡に見出された初の白鳳寺院（三雲廃寺と仮称する）といえる。当稿では、これが逸名の一古代寺院の発見にとどまらず、三雲寺そのものである可能性が非常に高いのではないかと考える。以下、その所在地や地形測量の結果とともに採集瓦について報告する。また、これが三雲寺と仮定すると、それに隣接して存在した三雲川津、また石山寺改築時に紫香楽から購入された五丈板殿⁽³⁾の搬出ルートに関しても新たな視点を得られることとなる。これに関しても私見を述べたい。

(1) 正倉院文書にあらわれる「三雲寺」

正倉院文書には「三雲寺」・「三雲川津」・「三雲橋本」・「三雲山」など、「三雲」と冠するワードが18箇所に見える（表1）天平宝字6（762）年2月5日が初見で、同年閏12

月29日までに集中してあらわれる。

表1-3・8～11は信楽から購入した藤原真楯所有⁽⁴⁾の五丈板殿の再利用材搬送についてのもので、残りは甲賀山作所で製材した新材の搬出に関するものである。この読解に関しては先学の詳細な論考（福山1943、岡藤1993、大橋2004a、b）がある。以下、この先行研究に導かれながら石山寺へ搬出された資材の運出経過を概観する。その後、文書より考え得る三雲寺の立地と実際の三雲廃寺の立地との間にどのような相関関係を見出せるかを考えてみたい。

まず、天平宝字5（761）年12月18日頃から甲賀山作所への米・銭ほか木工用具や人員配置が進められ、わずか1ヶ月で石山寺へ送る雑材253物の製材、檜皮62捆の採取などの現地作業が順調に進捗した。しかし、宝字6（762）年1月14日ころには、なぜか甲賀から石山への用材供給はストップし、より石山寺に近い田上鑰懸山作所（現大津市田上周辺）へ供給の拠点が移された。この中断によって、甲賀山作所で製材された木材の大半と買い入れた雑材（表1-15・16）は、とりあえず三雲橋本（表1-12・13・14）や三雲寺の門（表1-1・2）まで若干数を搬出してそこで待機させ、他のほとんどは山中に残されていたらしい。そしてこの搬出が再開したのは宝字6（762）年3月13日のことだった。

この時期には、石山寺で再利用する為に、信楽板殿壊運所が三雲川津に陸送して来た五丈板殿を、琵琶湖経由石山まで運漕する事業（表1-8～11）も始まり、三雲川津では所属する「所」が異なる2つのプロジェクトが同時進行していた。しかし、両所への銭・食料は甲賀運材領、三雲運材領（甲賀山作所領の別称か）と呼ばれた橋守金弓にまとめて附されたり、甲賀山作所の前年度繰越分の米を板殿の壊運送に充てる（表1-3・17）など、金の出所を区別したり流用したりしつつ両者は連動していた。

この時の甲賀山作所の所在について大橋信弥氏は、用材の搬出過程を吟味した結果、車庭（荷車置き場）から三雲川津まで日に5度も往復していることから、両間はおそらく数キロメートル以内であったとし、天平宝字のこの時期、甲賀山作所は三雲川津に近い山地にあったと見る。さらに三雲橋本に集積されていた檜皮のうち、あるものは石山に向けて発送したが、残りは橋本に残されていることから、三雲橋本と三雲川津がほぼ同一、隣接する位置にあったと推定、「三雲川津はおそらく三雲橋のたもとに位置し、三雲寺の門も三雲橋や川津に面して所在した」と復元した。そして三雲の狭い平野を南北に貫流する荒川を三雲川に比

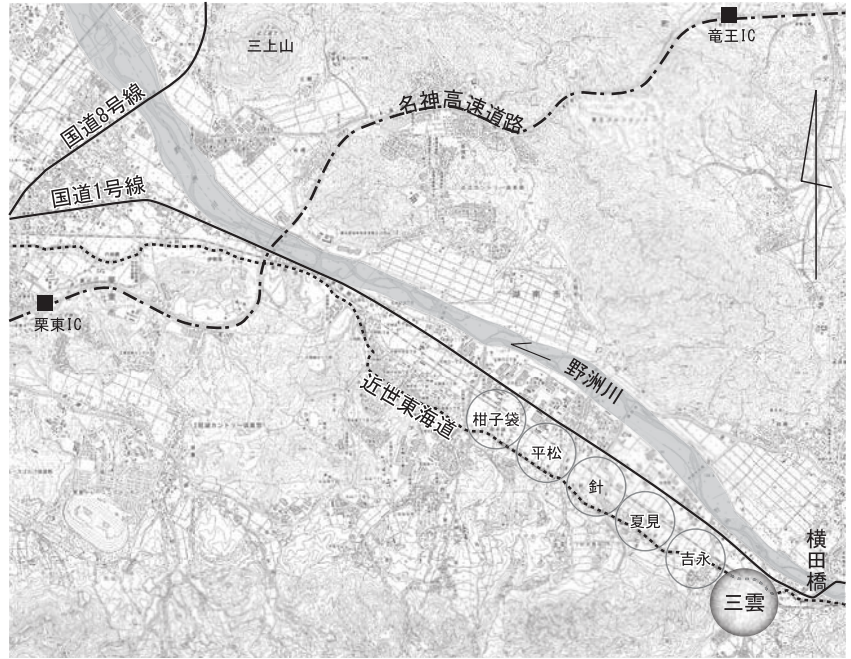
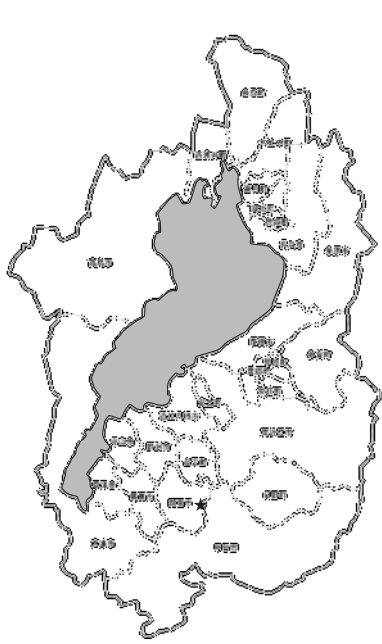


図1 湖南省三雲位置図



図2 三雲周辺空中写真(1948年撮影)

表 1 正倉院文書に現れる「三雲」

NO	本文	和暦年月日	大日古巻/頁	文書名	所属
三雲寺					
1	自車庭運三雲寺門柱二根 各長一丈三尺	天平宝字6年2月5日	5巻93頁	造甲賀山作所告朔	統修39④
2	自車庭運三雲川津材二百五十三物 自木本道并車庭及三雲寺門出	同	5巻94頁	同	統修39⑤
3	造石山院所牒 板屋壞運僧等所 合米伍斛 在三雲寺者 錢伍貫 塩壹斗	同 3月13日	15巻164頁	造石山寺所公文案帳	続々修18帙3巻
三雲川津					
4	七斗四升自三雲川津漕樽二百五材屋夫卅六人食料 「経所」	同 2月5日	5巻89頁	造甲賀山作所告朔	統修39②
5	自車庭運三雲川津材二百五十三物	同 閏12月29日	16巻190頁	造石山院所解（案）（秋季告朔）	統修35⑥裏
6	三雲川津 残柱十三根 「檢知橋守金弓」	同	16巻191頁	同	統修35⑥裏
7	自三雲川津 漕上夜須潮材二百卅枝	同	16巻201頁	同	統修36⑥裏
8	一千四百廿八人自本所運三雲川津材八百五十一物	同	16巻206頁	同	統修36④裏
9	二百廿八人自三雲川津 漕下夜須潮材八百五十一物	同	16巻198頁	同	統修35②裏
10	一千四百卅五人自筑紫師藤原殿運持三雲川津	同	5巻348頁	同	統修後集34④裏
11	二百三人自三雲川津 漕夜須潮樽百三床	同	5巻349頁	同	統修後集34④裏
三雲橋本					
12	六百七十八圍買 百六十八圍買三雲橋本 四百十四圍買大石山 九十六圍買院中	同 閏12月29日	16巻245頁	造石山院所解（案）（秋季告朔）	続々修45帙5巻裏
13	残壹伯玖拾柒圍 百七拾五圍在甲賀三雲橋本 廿二圍取庄倉	同	16巻246頁	同	同
14	三雲橋本 百六十八圍直 百六十三圍別八文 五圍別七文	同カ	16巻213頁	同カ	続々修45帙7巻
三雲山					
15	九日取納檜皮五十五圍 運雇夫十九人 右、自三雲山 買、右兵衛物部東人進上、附秦足人、令運如件	同 2月9日	15巻264頁	雜材并檜皮和炭納帳	続々修45帙3巻
16	廿三日下錢肆貫 四月廿七日返上錢五百卅九文 見充三貫四百六十一文 右、三雲山材運人功料、附道豊足充遣如件	同 3月23日	5巻358頁	造石山寺所造寺料錢用帳	統修38②
17	符 三雲運材領橋守金弓等	同 3月23日	15巻173頁	造石山寺所公文案帳	続々修18帙3巻

大日古 『大日本古文書（編年）』
 文書名項は『正倉院文書目録』東京大学史料編纂所
 所属項は『正倉院古文書影印集成』宮内庁正倉院事務所編 に拠る

定、荒川と野洲川との合流点付近に川津を想定された。これらは首肯されるべき復元であるとする。

ただ、三雲橋について大橋氏は「現在野洲川に渡橋されている国道1号線横田橋付近の川原」に橋を想定し、これを野洲川本流に架橋されたものと考えている。三雲周辺は野洲川対岸に伸びる丘陵への直線距離が近く、渡河地点にふさわしい陸水両交通の要衝である点に疑いはない。しかし、大橋氏の指摘どおり三雲川が現在の荒川の古名と考えたと、伊賀へ抜ける古道⁽⁵⁾は必ずこの三雲川を渡河せねばならない。とすれば「三雲」橋とは、野洲川ではなく三雲川に架橋されたがゆえの呼称ではないだろうか⁽⁶⁾。河口付近には川津が想定されるから、橋は野洲川原までは下りず、むしろ三雲川の上流側（寺院に近い南方）へ、津を迂回して架せられたのではないかと推定する。

いずれにせよ、三雲寺は伐採・製材を行う背後の山林からごく近く、川津の至近距離に位置し、付近にはいずれ運漕を始める用材を一時的に集積・保管できるような待機場所があり、前告朔からの繰越分である米（八斛七斗六升二合=約490kg）を、所に代わって寺の施設（倉か）に保管（表1-3）していた。すでに指摘がある（福山1980、大橋2004b）ことだが、川津と寺院は場所的にも機能的にも不離一体のものにみえる。

さらに、壊運所は五丈板殿の部材を陸送の後、葛の採取やさまざまな形状の建築材に栈穴を開け、葛を通して100床以上の椽を編成する作業も川津で行ったらしい。広い帯

水地帯と専門職業集団の存在が考えられる。私は大橋氏の言う甲賀山作所のみならず、信楽板殿壊運所も運営の中心を三雲に置いた時期があると推定するが、その時に三雲寺が、つまりはその造営氏族が重要な役割を担ったと考えるのが自然である。

(2) 三雲廃寺の立地

瓦の散布地である立志（りゅうし）神社は湖南省市三雲小字上街道（うえかいと）にある。南の山系から下って来た荒川と荒川西流は合流して野洲川にそそぐ。この河口付近に広がる谷底平野から一段上がった低位段丘上に立地している。江戸時代の地誌『近江輿地志略』には龍樹神社として記載され祭神は不詳となっている。現在は村社の扱いで祭神は国常立命である。明治前期の地籍図⁽⁷⁾には龍神社と記載されている（図3）。

荒川は非常な暴れ川で、宝暦6（1756）年には上流で大規模な土砂崩れ（妙感寺崩れ）が発生しているし、現在よりはるかに幅広い旧流路の痕跡が空中写真に見える。湖南省発行のハザードマップを参照（図4）してほしい。この図上ではトーンを貼付した低地がまだらに分散しているように見えるが、これは水害を避けるために盛り土の上に現在の住宅や店舗が設営されているためであって、三雲を通過する近世東海道周辺は、今も野洲川と荒川による氾濫・滞水予想地帯が大きく南側に貫入する低地なのである。地籍図からも周辺は明治期まで湿地帯が広がっていることが

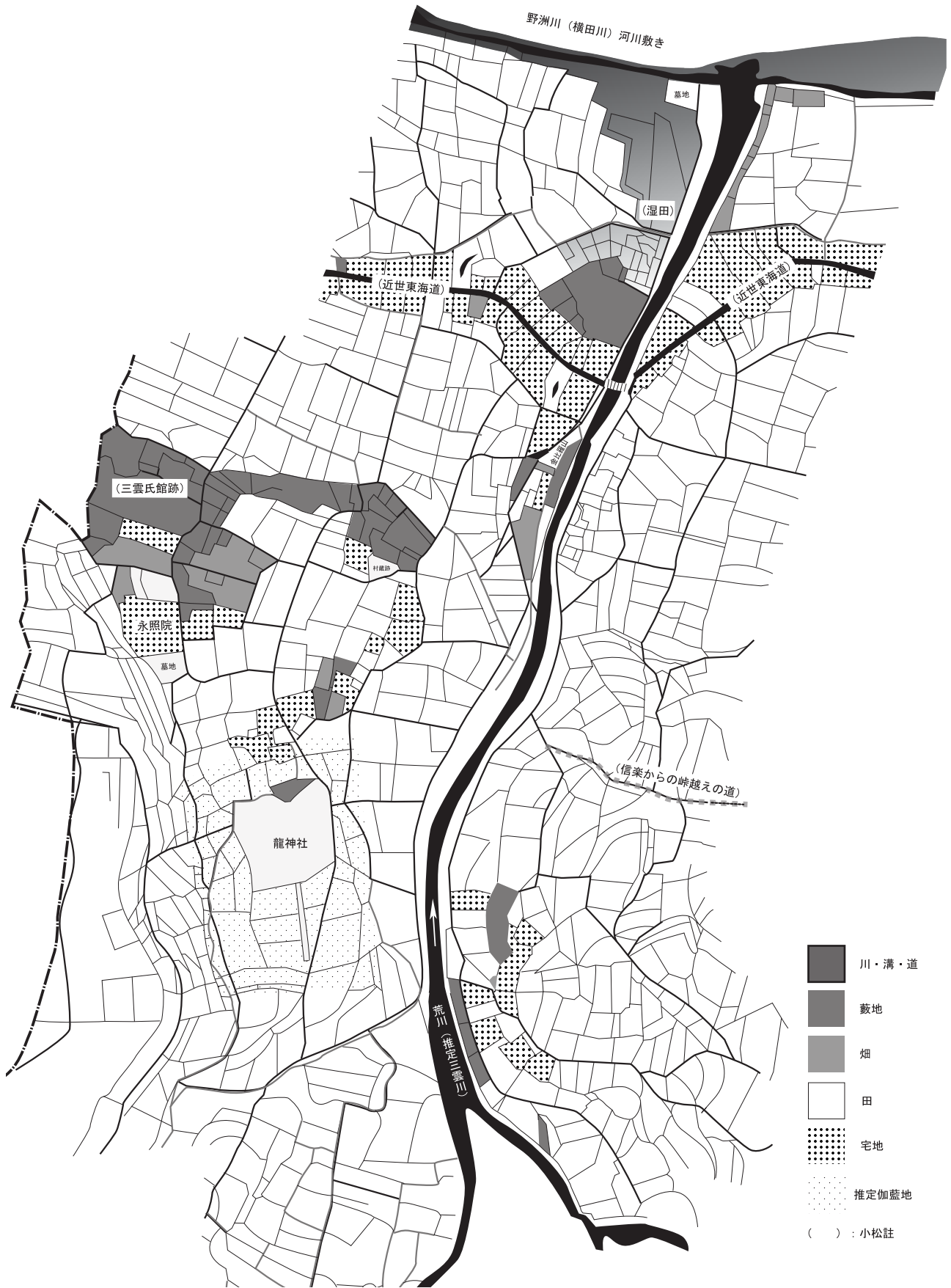


図3 立志神社付近地籍図 (図の上が北)

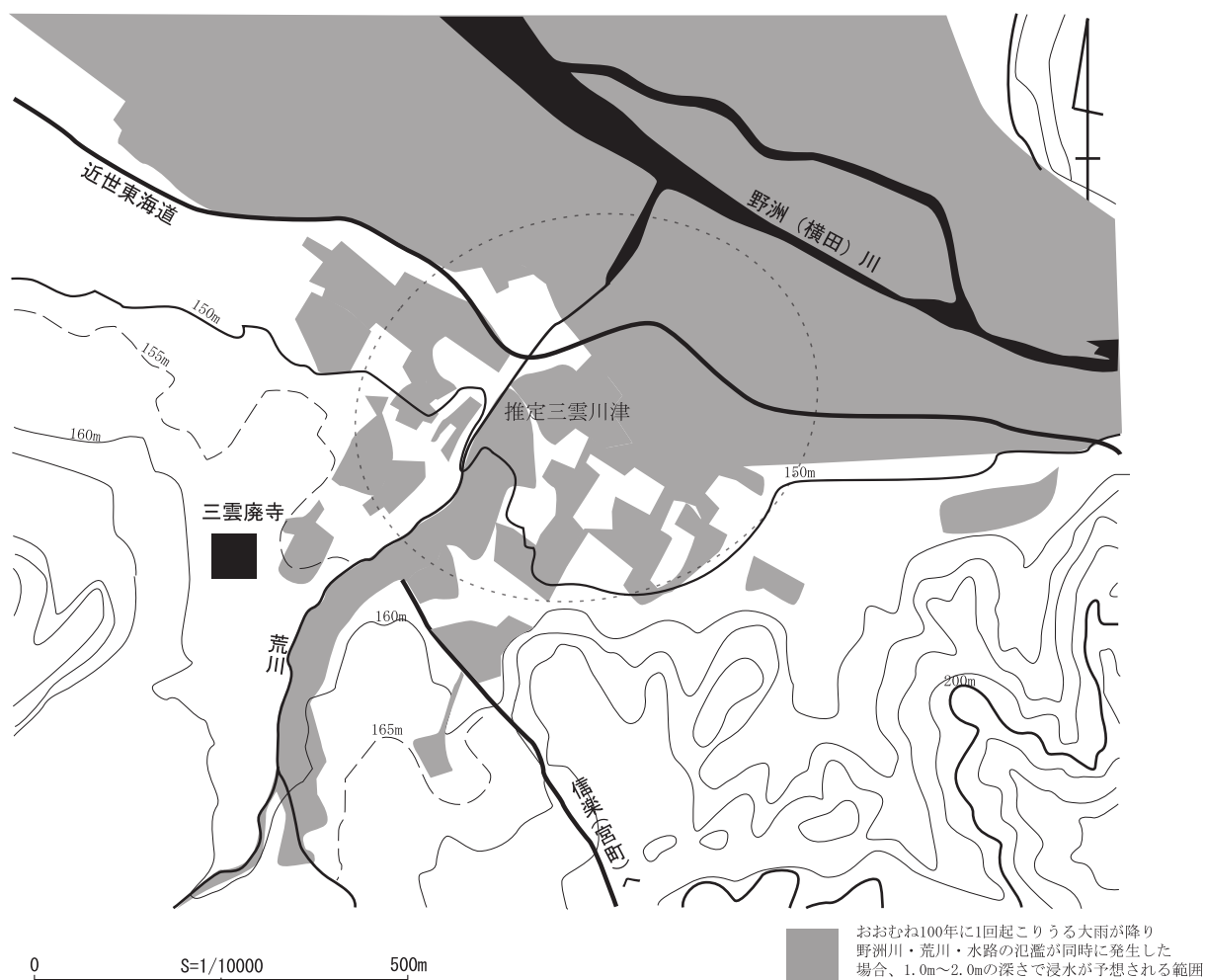


図4 三雲地区洪水ハザードマップによる低地

読み取れる。この入江状の低湿地帯を三雲川津の痕跡とみることもできよう。寺院は水害の危険地帯を避け、急な出水にも侵されない安定した段丘上を占地している。

荒川の対岸の丘陵地帯には信楽の宮町からの里道が下りてまっすぐ荒川にぶつかってくるが、その正面眼前にランドマークのように三雲廃寺が立地している。三雲廃寺から荒川、荒川西流を3.5mもさかのぼれば、大納言山・烏ヶ嶽・飯道山などの山林地帯が広がる。この山中一帯が大橋氏の想定する甲賀作材の現場であろう。近世東海道付近の低地に川津を想定すれば、そこまでの距離は500mに過ぎない。

(3) 立志神社境内の基壇

基壇状の高まり（以下基壇と呼ぶ）⁽⁸⁾は神社本殿西側に広がる杜の中に現状3箇所視認できる（図5）。その位置によって南方基壇・東方基壇・西方基壇と仮称する。

一番良好に残存しているのは、14m四方、高さ1.4mのほぼ正方形を呈する南方基壇である。頂部平坦面には礎石と思われる平石が据わり、斜面にも転石が数箇所に見える。当基壇は稲荷社建設時に削平を受けており、削平崖付近で

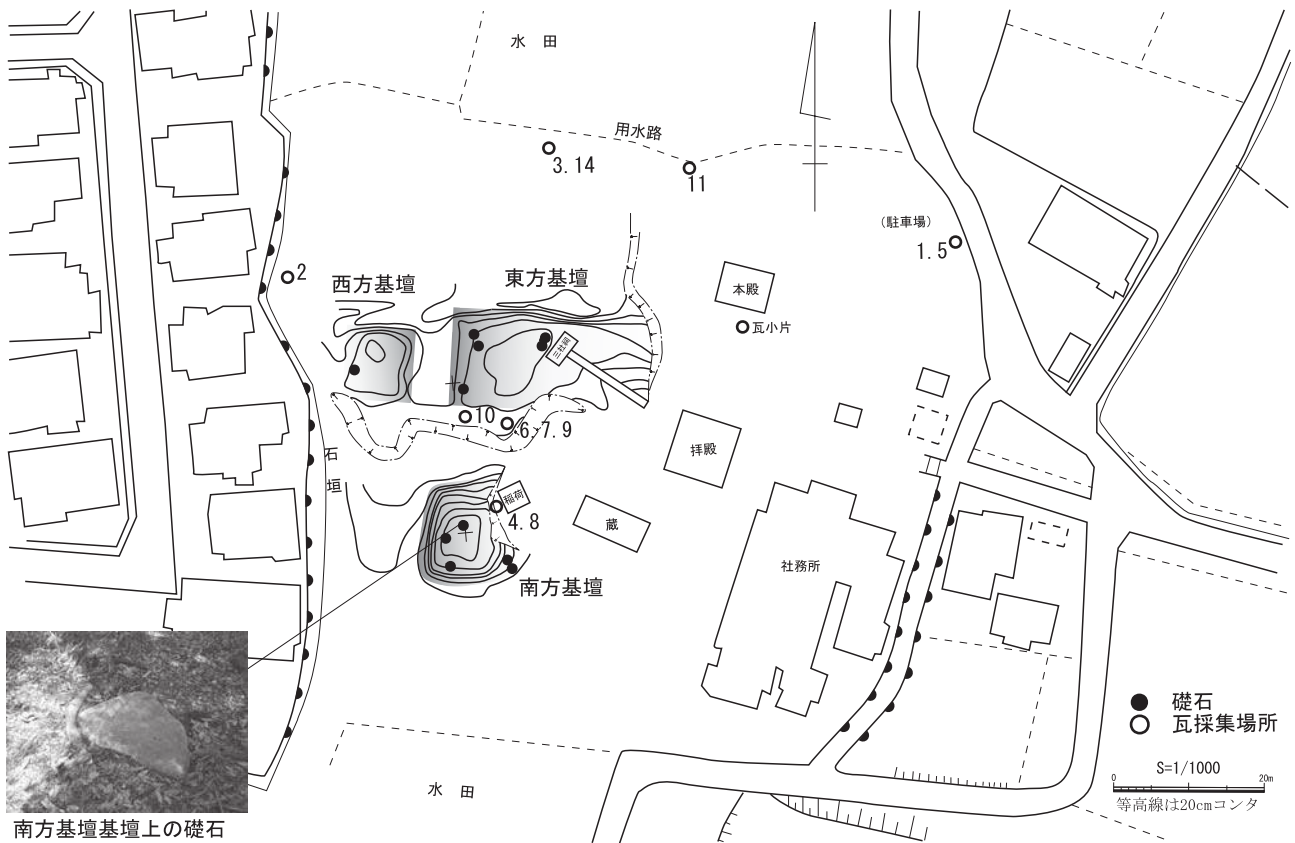
4・8の平瓦を採集した。

この基壇最高所の平場から北に25mほど離れて2基の基壇が並列している。縁辺部が崩れ、後世の攪乱が入るなどして規模は明瞭でない。東方基壇がやや大きく東西に長いように見受けられる。西方基壇と東方基壇の最高所平場の距離は約20mで、両基壇とも残存高は0.6m～0.8m程度、礎石様の転石がある。現状で見える礎石は約0.8m～1.0m・厚さ0.5m程の規模で、すべて加工は見られず、黒雲母花崗岩の自然石である。表層地質図によると三雲南方の山地は信楽に到るまで全山花崗岩に分類されており、素材は周辺から容易に入手できたものと思う。

(4) 採集瓦について

採集遺物は平瓦16点（図化10点）、須恵器1点、土師質土錘1点で、全て立志神社境内からのものである（図6）。

1 粘土板巻きつけによる桶巻き作り平瓦。広端面と側縁部が残る。凹面には短軸方向に平行する糸切り痕跡があり、幅2.5cmほどの模骨桶痕と細かな布目圧痕が残る。側縁近くに分割界線が認められ付近を1.5cm幅で



南方基壇基壇上の礎石



神社遠景 荒川河岸より



西方基壇 北より



東方基壇 東より



南方基壇 北より

図5 立志神社境内基壇配置と瓦採集場所

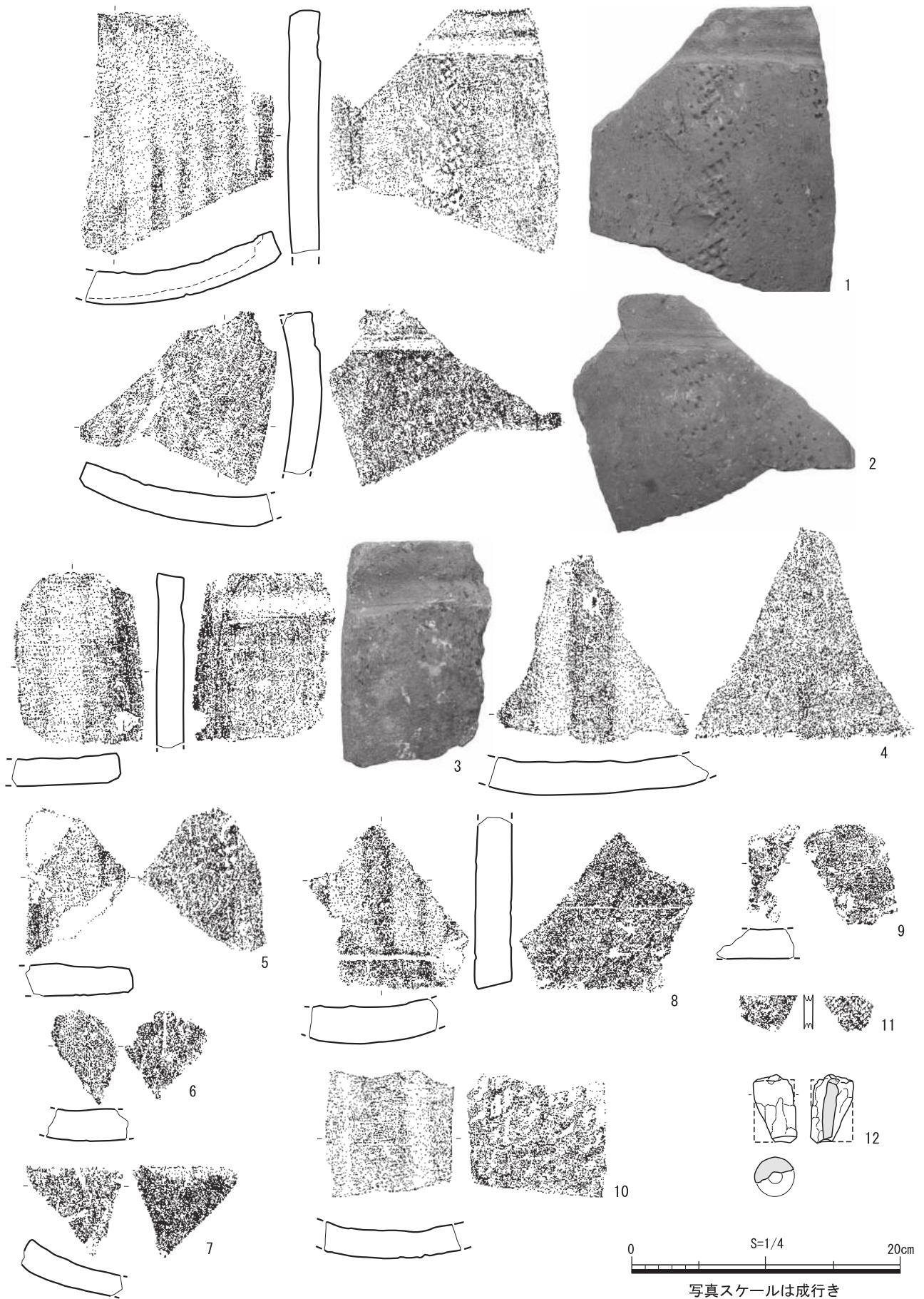


図6 立志神社境内採集遺物

縦にヘラ削りする。断面には粘土板接合痕が明瞭である。凸面は4mm×7mm長方形の正格子叩きを施した後、強く縦方向にナデて叩きを磨り消す。特徴的なのは叩きもナデも終わった後、広端部を幅3cmほど強く横ナデすることである。側縁のヘラ削りは狭端部に向けて2回削る。広端面の面取りは、手持ちで複数回削っている。厚さ2.0cmの大型品で、焼成は非常に良好、須恵質で灰色を呈する。

- 2 広端面と側縁部が残る。凸面は正格子叩きを施した後、縦方向に強くナデるため叩き目はほとんどつぶれている。広端部を3cm幅で強く横ナデする。凹面には糸切り痕と細かい布目圧痕があり、模骨桶痕は明瞭でない。側縁付近を3回削る。焼成時のひずみか縦方向にも内弯する。堅緻な須恵質の焼成で灰色を呈し、1同様厚手の大型品。
- 3 平板で上下がわかりづらいが、1同様片側の端部に強い横方向ナデを施すので、こちらを広端部とした。ヨコナデの後に側縁を複数回手持ちで削る。凹面には斜方向の糸切り痕、模骨桶痕と細かな布目圧痕が残る。凸面には格子叩きが施され、それを強い縦ナデで磨り消す。焼成は良好。灰色を呈する。
- 4 凹面には斜方向の糸切り痕と細かな布目がつき、幅3cmの模骨桶痕が残る。凸面には叩きの痕跡は残らず、縦方向の強いナデのみが見える。須恵質、厚さ2.5cmの大型品で、爪大の白色砂粒を含む。焼成は堅緻。
- 5 側縁部付近を4回削る。3に類似し、余り弯曲せず厚さは2.0cm。凹面には布目と模骨桶痕が見える。凸面は正格子叩きを施した後、縦方向に強くなでるため、叩きがつぶれている。灰色を呈し硬質。
- 6 凹面には斜方向の糸切り痕と細かな布目圧痕、模骨桶痕が残る。凸面は格子叩きを磨り消す縦方向の強いナデ。須恵質で灰色を呈し硬質。
- 7 広端面と側縁の一部が残存。凹面は摩滅しているが布目痕跡がある。凸面は縦方向のナデ。小片の為叩きの有無は不明。須恵質で灰色を呈し硬質。
- 8 凹面には斜方向の糸切り痕、布目圧痕と模骨桶痕が残る。端面から2cm下方に横一条の凹線があり布目圧痕がその窪みの中にもみえる。模骨桶痕は凹線を越えて下端まで続くので桶の連結紐痕か。凸面には1～3のような強い横ナデはなく、斜方向にヘラナデした後に全体を軽く横ナデする。現品には叩きは見られない。厚さ2.5cmの大型品だが、焼成はやや甘く、灰白色を呈する。
- 9 8に胎土・焼成・色調が類似。凹面は大半が欠け、一部布目が残る。凸面は軽い横ナデを施し現品には叩きは見えない。
- 10 本品は凸面に大型の斜格子叩きを施し異質。叩きの後横ナデするので単位がつぶれ気味である。凹面には糸

切痕と細かな布目圧痕が見える。模骨桶の側板の幅は4.5cmと広く、叩き工具同様、1～9とは一線を画す。焼成は堅緻で灰色を呈する。

- 11 須恵器 甕 表には格子叩きが施され、自然釉を浴びて黒色化する。内面は同心円状のあて具痕を磨り消す。焼成は良好で砂粒をほとんど含まない。
- 12 土錘 土師質。手づくねで製作され内面に径9mmの穴が貫通する。色調は黒色。

(5) 小結

①瓦 1～3は広端面から幅3cmほどの凸面側を強く横ナデするという共通項を持つ。横ナデの機能は不明だが、工房でのなんらかの共通認識のもとで整形されたことは認めてよいだろう。管見の限り、類似する調整は近江国の他地域には見られず、まずはこの地域に特徴的な技法ととらえて指標とすべきものである。8・9は胎土に砂粒をほとんど含まず、焼成も異なりやや軟質な印象を受ける。両品には軽いナデの痕跡しかなく、叩き調整の有無は不明である。ただし凹面には模骨桶痕が明瞭で、時代が下るものではない。10は幅広の側板の模骨桶で成形しており、複数の工房から瓦が搬入された可能性も考えられる。

瓦当文様が不明の為、製作時期などは確定できないが、格子叩きを採用していること、模骨桶の痕跡が明瞭であり、粘土板巻き付けによる桶巻作りで成形していること、大型・厚手・硬質の堂々とした触感で登り窯による焼成瓦と見られること等を根拠に、これらは白鳳期にさかのぼるものとする。続く奈良時代の瓦の様相は不明だが、8～9世紀代の須恵器甕や杯の極細片が分布しているので寺院は同地に存続していたものとする。

②伽藍配置 詳細は不明と言うしかないが、基壇地形測量により推定基準線が正方位を指向していることが判明した。一番残存状態の良い南方基壇は正方形に近いので塔とも考えられる。門位置も不明で、南入りの場合は、正面に塔が建ち、後方に二つの建物が並立する地方色の強い伽藍配置が復元されよう。また、三雲川津の存在を意識して東入りと考えると、東方基壇の形状から、塔と金堂が向かい合う伽藍配置の可能性が出てくる。

現在、立志神社境内の西端には高く石垣が積まれ住宅地が迫って閉塞感がある。しかし昭和23（1948）年米軍撮影の空中写真（図2）や地籍図（図3）を見ると本来は丘陵のすそ野がもっと広がっており、徐々に西に向って高度を上げるような地形で、丘陵すそ部には永照院⁽⁹⁾へ続く里道が直線的に伸びていた。伽藍地の東西幅は河岸段丘の落ちからこの里道までに約1町の平坦面が取れる。南北幅は地形的な制約がなく不明である。妙感寺集落方面に直角に屈曲する道路北側周辺に残る細長い地割を区画南限とみれば、ここから北方へ1町以上の平坦面を楽に確保できる。

③寺院名 正倉院文書からうかがわれる三雲寺の立地と

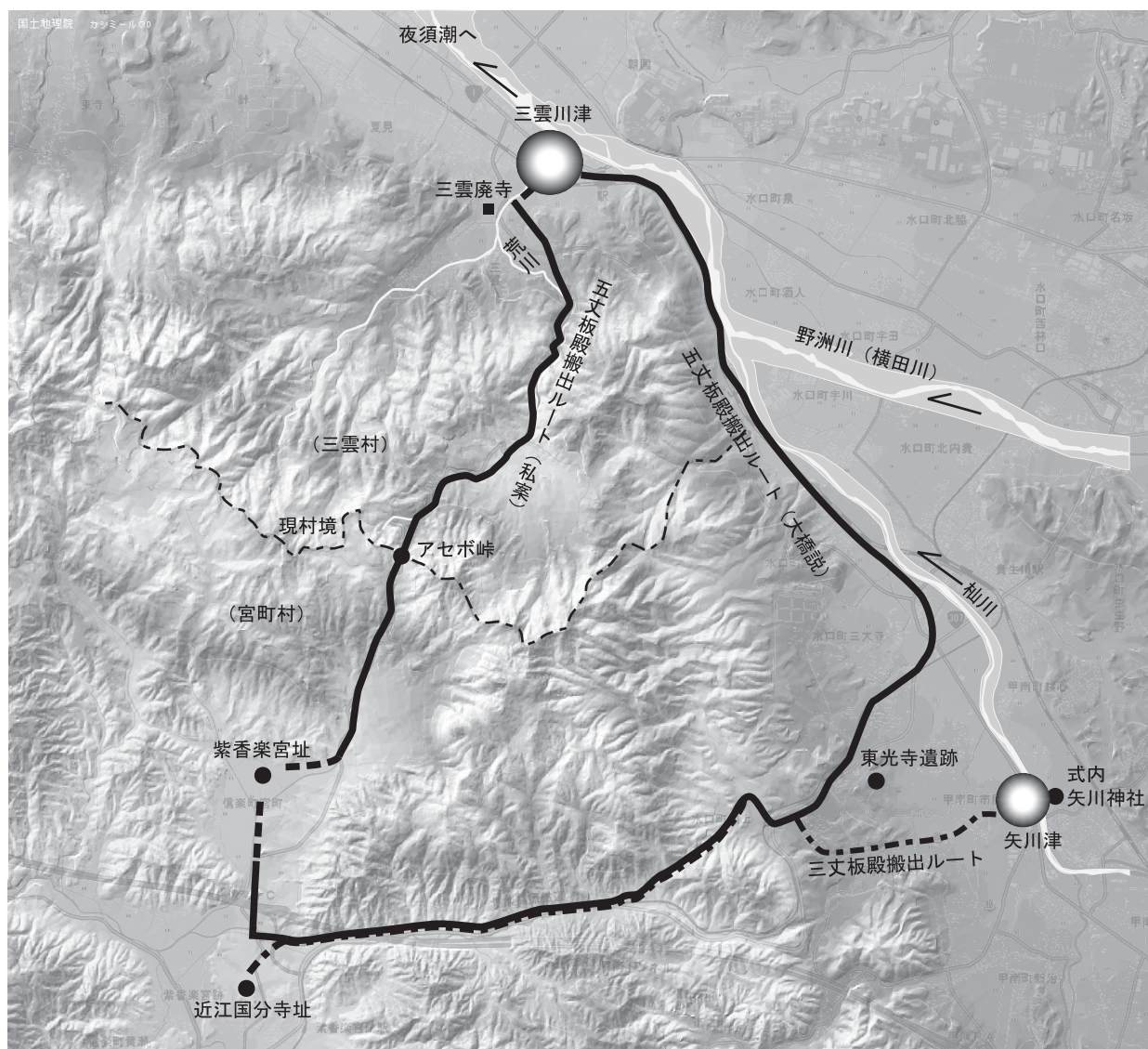


図7 五丈板殿搬出ルート案

三雲麿寺の立地は共通するところが多い。現状の地形で三雲川津や、三雲川、三雲橋なども矛盾なく説明できる。奈良時代において三雲と呼称されたと考え得る範囲から、第二の古代寺院が発見されるまで、三雲麿寺を三雲寺の筆頭候補であると見ることは許されるのではないだろうか。

2. 信楽五丈板殿の運材ルート 本所から三雲川津まで

さて、前述したように、石山寺の増改築にあたっては甲賀郡にあった板殿、計3宇が解体・運送された。3宇とは廃都となった「宮辺・大宮辺」（紫香楽宮付近か）に建っていた板敷き五丈板殿2宇（うち1宇は屋根のみ）、と「山」（近江国分寺周辺か）にあったとされる三丈板殿1宇（法備国師奉入）である。まず解体が始まる2ヶ月前、天平宝字5（761）年12月28日付けで、完存する方の五丈板殿1宇と三丈板殿1宇の屋丈尺勘注解が作成された⁽¹⁰⁾。これは石山寺への移築を前提とし、建物が建っている状態で各材の数量と寸法、運夫数の見積もりを記したものである。

しかしこの規格の異なる二種の建物の壊運漕ルート、到着日、石山寺での再利用先は異なった。まず天平宝字6（762）年正月28日頃から同年2月8日頃まで、先に法備国師奉入の三丈板殿が解体され、矢川津から杣川を經由して野洲川を漕下、琵琶湖に出て石山津に送られ、これは法堂（講堂）として再建された。

藤原真楯所有の五丈板殿2宇は、遅れて同年2月9日以降から解体が始まり、矢川津ではなく三雲川津へ運夫に負わせて歩いて運ばせ⇒夜須潮⇒石山津のルートで搬出した。車を使用した形跡はない。途中に流失材が発生した為、夜須潮で2ヶ月半近く留められて点検を受けた。石山寺では同年7月24日から8月初までに食堂として再建され、敷板は仏堂の床にも再利用された（岡藤1993）。

両板殿の運出ルートに関してはすでに大橋氏の復元がある（大橋2004a）。氏はまず三丈板殿に関して、信楽から小野峠を越え、通称七曲の坂を下り、山上・塩野周辺を經由して式内矢川神社（矢川津の遺称とされる）がある森尻付

近へ出たとされた。三丈板殿の所在地である「山」が近江国分寺周辺を指すという通説に従うなら、今後、微細な修正はなされるとしても大綱はこのルートで正しいであろう（図7）。

しかし五丈板殿の搬送ルートに関しては再考の余地がある。大橋氏は「三雲川津までの陸路」を七曲の峠道から牛飼・貴生川に出る現在の国道307号線に近いルートをとって、途中から矢川津ルートと別れ、水口町牛飼で杣川河岸に出てからは ずっと同川の左岸に沿う古道を行くと見る。紫香楽宮周辺から三雲までの総距離は片道約14kmとなる。大橋ルートを是とするなら、なぜ実績のある矢川津を、そして道のすぐ横を流れ下る杣川を使わなかったのか、が長く私には不審であった。

これに関して氏は、矢川津を石山寺造営以前に、東大寺講堂などの運材を行っていた甲賀山作所へ付属する古い川津であったと位置づけた。対して、三雲川津は石山寺造営に伴って甲賀山作所が三雲に移動し、それに伴って整備された比較的新しい津であると考えた。三丈板殿搬出時にはまだ用材の搬出ができるほど三雲川津の十分な整備が完了していなかったが、約1ヶ月遅れて五丈板殿搬出の時には、同時進行している甲賀山作所の残材運漕を実行するために三雲周辺の整備が完了し、二つの事業を一気に進めるべく、三雲川津を選択したのではないかと推定した。また、三雲川津が接続する野洲川本流に比べ、矢川津を擁する杣川は水量が少なく、増水期でないときには用材の漕下ができなかったことを考慮すべき、とも述べて、当初は矢川津を視野に入れていたが、自然条件によって阻まれた可能性も示唆している。

しかし、三丈板殿が運漕されたと同じ時期、天平宝字6年正月18日以降に「伊賀山」から漕下された楹榑205材は、本所の場所から考えて杣川を利用したと思われるが、矢川津は素通りして三雲川津から石山に運ばれている（表1-4）。これを見ると三雲川津と矢川津は時期差なく併存しており、事業によってどちらかの津が意図的に選択された可能性があるのではないだろうか。

結論を先に言えば、五丈板殿に関しては、解体の為の見積もりである屋丈尺勘注解が作成された天平宝字5年12月28日当初から、三雲川津をその搬出津と認識しており、国道307号と杣川に沿って下る迂遠なルートは採らず、宮町の盆地から直に北上して、村境のアセボ峠を越え三雲へ入る最短ルートを採用したと考える。そう考える理由は以下の二つである。

①屋丈尺勘注解は本所、すなわち宮町周辺にあった五丈板殿の建物部材の名称・員数・寸法を書き、一材の運夫数と部材ごとの合計運夫数を記す。そして最後にそれをまとめた全体の合計運夫数を出している。その見積もりでは（すべての部材を）日に1往復で運べば1127人、2日に3往復で運べば746人、日に2往復で運べば564人（いずれも延べ人数）必要、とする。行き先は明記されていないが、

後の経過を見れば三雲川津であろう。

実際の運送が実行された後の収支決算報告書案である「造石山院所解（案）」（秋季告朔）によれば、851部材に解体された五丈板殿の木材は延べ1445人で本所（宮町）から三雲川津へ徒歩のみで搬送された。その部材の名称・員数・寸法を書き一材の運夫数をまとめたものが表2である。

これを見ると見積もりをはるかにしのぐ運夫数となっているが、ここでは本所から三雲川津までの往復回数に注目してほしい。671部材、全体の約80%が1日に2度の往復で搬出されている。屋丈尺勘注解でも日に2度運ぶ場合を含めて見積もりがなされているのを見ると、2度の往復が可能な道筋であったのだ。

先述したように国道307号線から杣川沿いに三雲に至るルートの総距離は片道14km、日に2度往復するとすると総歩行距離は55km以上におよぶ。重量物を徒歩で運搬するには余りに過剰な距離ではないだろうか。一方、宮町から三雲に抜ける道は現在県道53号が走る。この県道は現在はゴルフ場などを通り抜けながら蛇行しているが、地籍図を見ても、明治25年帝国陸軍陸地測量部作成の20000分の1地図によっても、アセボ峠（地籍図には「宮町御境峠」と記載）を分水嶺とする谷川に沿って北東方向にほぼ直線状に走る里道が認められる。「大宮辺」の正確な位置は不明だが、仮に宮町公民館付近（紫香楽宮址）から三雲廃寺までの距離を計測すると約6.0kmとなり、日に2度往復した場合の総距離は24kmとなる。

天平宝字元年施行の『養老令』公式令行程条に「凡そ行程は、馬は日に七十里、歩は五十里、車は卅里」（1里は約534m）との規定がある（日本思想大系1976）。これに見る1日の人の歩行距離は約26.7kmが公定であり、私案による1日の歩行距離（24km）はこの数値を超えぬ近似値を示す。

宮町と三雲の村界でもあるアセボ峠までは標高差150m、距離約2.6kmの登りだが、峠を越えれば三雲への道程は緩やかな下り坂である。多くの部材が1日に2度の陸送で搬出されたという事実を考えると、行程の一部は厳しい登りだが、柱などの大型重量物は1日1度、2日に3度というように労働量を調整し、宮町からの山越えの最短ルートを探ったと考える⁽¹⁾。

②三雲廃寺の創建は、瓦の特徴から7世紀後半まではさかのぼると考えるのが妥当だろう。荒川沿いの平野は、背後の山間からの洪水や山崩れの被害が多発、堤防が完備されなかった時代には野洲川本流の出水被害も容易に受けたと考えられる地勢である。豊潤で安定した耕地は望めず、某氏が寺院を建立できるような富の蓄積を農耕に求めるのは困難と感じる。ここでは背後の山林資源を活用し、大型木材の伐採・製材・集荷・荷積み・荷揚げ・運漕・また木製品や素材の売買などを含む川津を利用した交易が某氏の主たる経済基盤で、これによって寺院の建立が可能であったと推定する。とすれば三雲川津は甲賀郡域でもっとも古く

表2 造石山院所解案(秋季告朔)に見える五丈板殿部材の運送

五丈殿1宇料

種類	数(根・枝・枚)	長さ	m	径/方/広	cm	厚	cm	1根・1枝につき	往復回数
柱根	16根	1丈9尺	5.7m	径1尺3寸	39cm			12人	2日3度
桁	2枝	6丈	18.0m	方8寸	24cm			19人	2日3度
棟	6枝	2丈7尺6寸	8.28m	方9寸	27cm			8人	2日3度
宋	1枝	6丈	18.0m	方8寸	24cm			18人	1日1度
宋覆	1枝	6丈	18.0m	広8寸	24cm	4寸	12cm	12人	1日1度
長押	24中4枝	3丈7尺6寸	11.28m	広9寸	27cm	7寸	21cm	15人	2日3度
	24中4枝	2丈7尺6寸	11.28m					8人	
	24中16枝	3丈	9.0m					12人	
束柱	24根	6尺	1.8m	方1尺1寸	33cm			3人	1日2度
佐須	12枝	1丈9尺	5.7m	方5寸	15cm			2人	1日2度
宋立	2枝	6尺	1.8m	広7寸	21cm	4寸	12cm	1人	1日2度
古万比	28中2枝	4丈	12.0m	並方6寸	18cm			6人	1日2度
	28中5枝	3丈7尺	11.1m					5人	
	28中2枝	3丈4尺	10.2m					5人	
	28中5枝	2丈7尺	8.1m					3人	
	28中6枝	3丈	9.0m					4人	
	28中4枝	2丈5尺	7.5m					3人	
	28中1枝	1丈6尺	4.8m					1人	
28中3枝	1丈5尺5寸	4.65m	1人						
於押	5中2枝	4丈	12.0m	並方6寸	18cm			6人	1日2度
	5中3枝	1丈7尺	5.1m					1人	
比宜	4枝	2丈	6.0m	広1尺1寸	33cm	3寸	9cm	2人	1日2度
垂木	8枝	1丈6尺	4.8m	方7寸	21cm			1人	1日2度
棉栂	6中1枝	3丈	9.0m					4人	1日2度
	6中3枝	2丈6尺	7.8m					3人	
	6中2枝	1丈6尺	4.8m					1人	
四面柱	8根	9尺	2.7m	方7寸	21cm			1人	1日2度
端継桁	2枝	1丈7尺	5.1m	方9寸	27cm			4人	1日2度
歩板	100中12枚	3丈5寸	9.15m	広1尺4寸	42cm	4寸	12cm	10人	2日3度
	100中41枚	2丈5尺8寸	7.674m	広1尺1寸	33cm			8人	
	100中47枚	2丈8尺	8.4m	広1尺3寸	39cm			3寸半	
蘇岐板	400枚	2丈	6.0m					1人10枚	1日2度
壁持木	21枝	1丈	3.0m	広4寸	12cm			1人3枝	1日2度
壁代板	14中10枚	9尺	2.1m	方2尺	60cm			1人3枚	1日2度
	14中4枚								
扇	8枚	9尺	2.7m	広3尺5寸	105cm	4寸	12cm	4人	1日2度
戸調度	28中闕4枚	9尺	2.7m					1人	1日2度
	28中邊付8枚								
	28中榑立8枚								
	28中目草4枚								
	28中鼠走4枚								
牖二間調度	57中邊付5枝	6尺6寸	1.98m					5枚を3人で 1枝に1人 2枝を1人で 48枝を6人で	1日2度
	57中闕2枚	9尺	2.7m						
	57中目草2枚	6尺	1.8m						
	57中連子48枝	6尺6寸	1.98m						

五丈殿屋根1宇

種類	数(根・枝・枚)	長さ	m	径/方/広	cm	厚	cm	1根・1枝につき	往復回数
柱	16中12根	1丈8尺	5.4m	径1尺1寸	33cm			12枝を12人で 4枝を8人で	2日3度
	16中4根								
棟	6枝	2丈2尺	6.6m	方9寸	27cm			6人	1日2度
桁	9中2枝	3丈8尺	11.4m	並方9寸	27cm			16人	2日3度
	9中2枝	3丈	9.0m					12人	
	9中4枝	2丈4尺	7.2m					8人	
	9中1枝	2丈3尺	6.9m					3人	
佐須	12枝	1丈6尺	4.8m	方5寸	15cm			1人	1日2度
比宜	4枝	2丈	6.0m	広1尺1寸	33cm	3寸	9cm	2人	1日2度
宋木	2中1枝	4丈	12.0m	並方9寸	27cm			12人	1日1度
	2中1枝	2丈3尺	6.9m					6人	
宋立	2枝	6尺	1.8m	広7寸	21cm	4寸	12cm	1人	1日2度
垂木	8枝	1丈6尺	4.8m	方7寸	21cm			1人	1日2度
庇料桁	15中2枝	2丈2尺	6.6m	方5寸	15cm			1人	1日2度
	15中1枝	4丈	12.0m	方9寸	27cm			12人	2日3度
	15中2枝	3丈5尺5寸	10.65m	方9寸	27cm			10人	2日3度
	15中5枝	2丈5尺5寸	7.65m	方9寸	27cm			6人	1日2度
	15中1枝	2丈	6.0m	方9寸	27cm			4人	1日2度
	15中4枝	8尺4寸	2.52m	方7寸	21cm			1人	1日2度

続修36裏④・続修36裏③・続修35裏②による

さかのぼりうる野洲川本流の中核的な物資中継地の一つであった可能性が強い。岡藤良敬氏は、信楽板殿運所は固定した場所に設定されていたのではなく、事業の進捗に伴って領僧と共に場所を移動していたのではないかと想定する（岡藤1993）が、そうであれば、解体を始めた当初は信楽に、そして運漕開始前後は三雲川津へと主体が移動し、その支援に必要な機能と設備の萌芽は7世紀後半～末頃には、すでに三雲に出現していたのではないかと。信楽からの公的運送は古くより存在したルートを使用して行われたものとする。

紫香楽宮（宮町遺跡）は平城京から見ると、山間にある袋小路のような閉塞的な盆地に建設されたかに見える。しかし実は滋賀県最大の一級河川、野洲川に繋がる北ルートが存在した。ほぼ同時に建設計画がもたれた甲賀寺、続く近江国分寺という、甲賀郡に展開する一連の建設計画は、これまで恭仁京からの東北道、矢川津に開く東ルート、大戸川に抜ける西ルートが周知されてきたが、今後はこの北ルートを使用するの資材搬入や人的往来を視野に入れるべきであろう。

3. 今後に向けて

縷々述べてきたように、主としてその立地から、当稿では三雲廃寺が三雲寺である可能性はかなり高いと考えるので、その仮定の元に、以下に問題点を要約する。

①寺院の創建は予想より古い。三雲という狭い範囲の地名を冠することから、小さな地理的範囲の住人を檀越や知識として創建されたことがまず推定される。ただし、この某氏が、奈良時代には造東大寺司という国立機関の予算による公的運漕の支援をしている可能性がある事には注意が必要だろう。甲賀郡には最有力氏族と目される鹿深臣氏のほか、川直氏、山直氏などの氏族の存在が予想されるが、本拠地などの詳細は全く判明しておらず（大橋2009）、造営氏族や歴史的背景に関しては今後の研究の進捗に待つものが大きい。

②三雲川津自体の創設も時間的に遡上するものである可能性を考える必要が出てきた。三雲川津は奈良時代になって、たまたまそこにあった一船着き場を急ぎ整備したのではなく、まず前段にここを中継地点とする運漕ルートが存在し、天平宝字の石山寺への木材の供給はこの既に確立していた運漕ルートで計画的に実行されたものとする。

③信楽五丈板殿の部材は、三雲川津で椀103床に仕立てられ、夜須潮（野洲川河口付近）まで延べ203人で運漕された。1日で運漕を完了したとして1床に2人、2日かかったとして1床に約1人が担当したことになる。甲賀山作所で製材した材を同じルートで漕下した例（表1-7）などを参考にして、三雲川津から夜須潮までは2日ほど、夜須潮から石山間は2～3日かかったかと推定されている（岡藤1993）。とすれば、103床の椀を係留し、最少でも100

人余りの雇夫の休憩や宿泊を供給する場所が三雲一夜須潮間に1箇所は存在したことになるし、同様に夜須潮を出て石山津に到るまでにも1～2箇所の停泊施設を想定せざるを得ない。それは琵琶湖南岸に流入する大小河川の河口付近の古代川津の存在を強く示唆するだろう⁽¹²⁾。これらの追求も今後に残された課題である。

〔謝辞〕 栄原永遠男先生、櫻井信也氏、森智美氏には正倉院文書の基本的な取り扱いに再三のご指導・ご教示をいただいた。三雲区長と三雲まちづくりセンターには地籍図の搜索と閲覧に便宜を図っていただいた。礎石素材については貴島嗣夫氏のご教示を得た。また現地測量には立志神社のご快諾を受け、滋賀県文化財保護協会のご協力の下、平井美典氏、白井弘幸氏の手を煩わせた。末筆ながら記して、みなさまに御礼申し上げます。

註

- (1) この所は「壊運所」「壊運僧等所」「壊漕所」「運堂所」「運屋所」などさまざまな名称で正倉院文書に現れる。当稿では信楽から三雲までの陸送に関して考察するので「壊運所」で統一する。
- (2) 滋賀県遺跡地図には三雲廃寺から約2.5km東の山中に「三雲寺遺跡」のドットが落ち、中世寺院跡として登録がある。天平宝字6年の文書に記載の寺院との註があるが、これまで遺構・遺物とも古代にさかのぼるものは見つかっておらず、なんら根拠のあるものではないようだ。
- (3) この建物は、「買信楽板殿」「甲賀板殿」「五丈殿」「五丈板殿」「信楽買五丈一字」などと呼称されたが、当稿では信楽板殿、五丈板殿と呼び、法備国師奉入板殿は三丈板殿で統一する。
- (4) 福山敏男・関野克両氏の復元案以来、当殿は藤原武智麻呂の長男で、仲麻呂の兄である豊成の住宅とされてきた。しかし岡藤氏は秋季告朔での信楽板殿の訂正箇所を丁寧に検討した結果、天平宝字6年7月末8月初～10月初までに書かれた時点では筑紫師であり、訂正を行った天平宝字7年2月中旬～3月初にはその任を解かれ筑紫「先」師と呼ばれる人物として藤原真楯（藤原房前の三男で八東から改名）を浮上させた（岡藤2005）。当稿はこれに拠る。
- (5) この道は倉歴（くらぶ）道に比定される伊賀に抜ける古道で、7世紀後半にはすでに存在した可能性がある。長岡京遷都～仁和2年（886年）までは東海道でもあった。
- (6) 野洲川本流は古くは安河、益須川、甲賀川などとも呼称された。甲賀郡内上流域では松尾川、三雲を含む中流域では横田川と呼ばれた。三雲から野洲川を対岸に渡る橋は「横田河橋」として15世紀後半の『山中文書』でその名称が確認される。近世東海道の渡河地点であり以降延々と周辺では「横田」が冠されてきており、野洲川を三雲川と呼んだ例は今のところない（平凡社編1991）。
- (7) 広げると畳20畳分の大きさになる一村全図が三雲まちづく

りセンターに保管されている。彩色や凡例が不完全で、方角・縮尺・戸長や村総代の署名などもない。1筆毎に地番と所有者名のみ記載があり、等級の記載はない。明治前期に作成された壬申地券地引絵図の下図もしくは写しか。

- (8) 神社の南側参道脇で昭和15年に土採りをした際、6世紀後半～7世紀初頭にかけての須恵器が一括出土しており石材なども発見されていて（甲西町教育委員会1974・田井中、伊藤2016）、付近一帯には後期古墳が分布していた可能性がある。だが神社境内には古墳を示唆する遺物は皆無で、もっぱら平瓦が主たる採集遺物であることから現段階ではこの高まりを基壇と判断する。
- (9) 中世近江国守護職六角氏の軍代を務めた三雲氏の伝城館跡に南接して残る寺院。境内に三雲氏代々の墓があり、本尊十一面観音菩薩立像は貞観期のもので重要文化財。三雲山と号し三雲寺の後裔と称する。
- (10) 天平宝字5年12月28日「矢口公吉人解」（大日本古文書25巻305～307頁 続修43表①）と同年同日「矢口公吉人屋丈尺勘注解」（大日本古文書4巻528～529頁 続々修45帙1巻②）。近江国分寺三綱と考えられる僧等の署名があることで有名。福山氏はこの2通の解文が良弁の命によって甲賀寺（近江国分寺）で勘注されたものとみだ。また、屋根のみの1字については「主として屋根よりなる柱間吹き放しの、或いは未完成の建物」としてある。
- (11) 足利健亮氏も、板殿2字を石山寺に移建した際の資材搬出ルートについて触れ、信楽から「北行して」三雲川津に出ると想定し、大字三雲あるいは周辺の夏見付近には東海道岡田駅を想定している（足利1981）。
- (12) 近世の飛騨川での木材運漕では、椀に船を一艘、宿船としてつなぎ、食料も用意して船の中で寝泊りしながら川を下った（須藤2010）。もし古代に類似の工夫をしていたとしても、やはり椀を係留する為の大掛かりなブルー状の帯水地帯の確保は必要で、それは川津であった可能性が高いのではないだろうか。

文献（著者名・機関名50音順、刊行年順）

足利健亮(1981)「古代の交通」『草津市史』
 大橋信弥(2004a)「信楽殿壊運所」について—天平末年の石山寺造営の背景—『古代豪族と渡来人』、吉川弘文館
 大橋信弥(2004b)「甲賀山作所とその川津」『古代豪族と渡来人』、吉川弘文館
 大橋信弥(2009)「鹿深臣氏の動向」『甲賀市史』第2章第2節
 岡藤良敬(1993)「信楽板殿壊運漕の経過と経費」『福岡大学人文論叢』25-3、福岡大学研究所
 岡藤良敬(2005)「藤原「豊成」板殿・考」『正倉院文書研究10』、吉川弘文館
 宮内庁正倉院事務所(1993～1997)『正倉院古文書影印集成』6・8・11
 甲西町教育委員会(1974)『甲西町誌』
 小松葉子(2014)「国昌寺の創建と修造について—大津市鳥居川霊

園採集遺物の整理から—」『紀要』27、公益財団法人滋賀県文化財保護協会

須藤 護(2010)『木の文化の形成 日本の山野利用と木器の文化』、未来社
 東京大学史料編纂所(1987)『大日本古文書編年』5・15・16
 東京大学史料編纂所(1988)『正倉院文書目録』2 続修
 東京大学史料編纂所(1994)『正倉院文書目録』3 続修後集
 田井中洋介・伊藤航貴(2016)「昭和十五年甲賀郡三雲村発見の古墳について」『淡海文化財論叢』第8号、淡海文化財論叢刊行会
 直木孝次郎(1981)『正倉院文書索引：官司・官職・地名・寺社編』、平凡社
 福山敏男(1943)「奈良時代に於ける石山寺の造営」『日本建築史の研究』、桑名文星堂
 平凡社編(1991)「野洲川」「横田川渡」『日本歴史地名大系』第25巻（滋賀県の地名）
 岩波書店編(1976)「公式令第廿一[行程条]」『律令』（日本思想大系第3巻）

挿図・表典拠

- 図1 国土地理院2.5万地形図（野洲・三雲）をベースに筆者作成。
 図2 空中写真（USAR1207-47 1948（昭和23）年米軍撮影）をベースに筆者作成。
 図3 三雲町づくりセンター保管地籍図の写真をベースに筆者作成。
 図4 国土地理院2500分の1地形図および湖南省三雲地区洪水ハザードマップを参照し筆者作成。
 図5 湖南省市域図2500分の1をベースに筆者作成。
 図6 筆者作成
 図7 カシミール3D地理院地図レベル14+スーパー地形をベースに筆者作成。
 表1 東京大学史料編纂所奈良時代古文書フルテキストデータベース、（東京大学史料編纂所1987）、（直木1981）、（東京大学史料編纂所1988～1994）、（宮内庁正倉院事務所1993～1997）、により筆者作成。
 表2 筆者作成。各項の典拠は欄外に記載。

（こまつ ようこ：調査補助員）

【編集後記】

当協会は、〈文化財をとおして地域に力強く貢献していくこと〉を組織の使命に掲げ、その基盤となる調査・研究能力を向上させ、その蓄積を形にしていくための場として『紀要』を位置づけてきました。今回、ここに30個目の結晶をお届けいたします。

本号では、縄文・古墳に関わる諸問題のほか、古代の地域の開発、瓦器の基礎的研究、戦国の城の位置づけ、さらには将棋や鉄道にまつわる歴史、人と森との関係史などが検討され、調査の過程で生まれた多様な課題に取り組む職員・関係者の姿を反映させるものとなりました。

地域と関係機関の協力の下に実施できた調査成果を適正に活かすため、更なる研鑽に励んで参ります。今後も皆様のご批判とご教導をあらためてお願いいたします。 (S. S)

紀要 第30号

刊行年月日：平成29年（2017）3月31日

編集・発行：公益財団法人滋賀県文化財保護協会

520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2

(tel) 077-548-9780 / (fax) 077-543-1525

(e-mail) mail@shiga-bunkazai.jp

<http://www.shiga-bunkazai.jp/>

印刷・製本：三星商事印刷株式会社